

レストラン等の運営に係る留意事項

指定管理者には、指定管理業務に付随する業務として、県から行政財産の使用許可を受け、以下の自主事業を実施していただきます。

実施に当たっては、食品衛生法の営業許可など関係法令を遵守するとともに、県有施設内における運営であるということ踏まえ、以下の実施要件を満たす運営計画としてください。

1 実施要件

ア レストランの運営（第1棟14階）

（実施要件）

- ・利用者サービスの低下とならないよう、現行の指定管理者の実施状況を参考とし、利用者の利便性向上につながる営業時間（昼及び夜）、定休日を設定してください
- ・幅広い利用者を対象とした施設のため、気軽に利用しやすいようランチタイムなどには、料金を抑えたメニューを提供してください。
- ・同階のレセプションルームは、交流会等での利用もあるため、コース料理やパーティ等にも対応してください。

※参考：現指定管理者の実施状況

- ・営業時間 11：30～14：00（オーダーストップ 13：30）
- ・定休日 土・日・祝日（但し、応相談）及び会館の休業日

イ 喫茶の運営（第2棟2階）

（実施要件）

- ・利用者サービスの低下とならないよう、現行の指定管理者の実施状況を参考とし、利用者の利便性向上につながる営業時間、定休日を設定してください

※参考：現指定管理者の実施状況

- ・営業時間 平日 9：00～17：00（オーダーストップ 16：30）
土日祝 10：00～14：00（オーダーストップ 13：30）
- ・定休日 会館の休業日

ウ サラマンカホールドリンクコーナー及びホワイエの運営

（実施要件）

- ・利用者サービスの低下とならないよう、現行の指定管理者の実施状況を参考とし、ドリンクコーナーの運営基準を設定してください。
- ・ホワイエは、コンサート開催時の物販等に活用してください。

※参考：現指定管理者の運営基準

- ・ドリンクコーナー運営基準
2時間以上の指定管理者主催公演の開演前と休憩時間
サラマンカホール貸館使用者から運営委託があった場合

エ 子育て支援施設の運営（第2棟2階）

（実施要件）

- ・ 現行の指定管理者の実施状況を参考に、地域の子育て親子が気軽に集うことができる環境を整備してください。
- ・ 週5日以上開設してください。開設日は原則固定とし、子育て親子のニーズに応じて、土、日曜日、祝日の開設も検討してください。
- ・ 1日6時間以上開設してください。
- ・ 親子の交流の場として活用いただきたいため、入場は保護者同伴の子どもとしてください。
- ・ 開設中は1名以上スタッフを配置し、利用者の入場管理をしてください。ただし、1日4時間は、親子同士の交流に適切に関わることができるスタッフを配置（兼務可）してください。
- ・ 子育て親子同士が交流できるイベント等を適宜、開催してください。
- ・ 利用者が対象となる傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。
- ・ 遊具等を設置することもできますが、自己の責任及び費用により、その維持管理、安全点検、衛生管理に十分配慮してください。
- ・ 施設利用を有料とすることも可能ですが、無料利用の方策にも努めてください。

※参考：現指定管理者の実施状況

- ・ 営業時間 9：00～21：30
- ・ 定休日 会館の休業日
- ・ 利用制限 保護者同伴の乳幼児～小学校3年生まで
- ・ 利用料 無料
- ・ 相談・イベント（令和元年12月の例）
 - 12日（木）やさしい英語で絵本～英語であそぼ！世界のお話～
 - 16日（月）子どもとわたしのホットタイム
おしごと相性ゲーム&クリスマスの飾りつけをしましょう
 - 23日（月）ベビー&キッズイングリッシュ

2 指定管理者による設備設置

上記アからウのレストラン等に附属する厨房設備は、別添「県民ふれあい会館に係る主な厨房設備等一覧」のとおりです。その他必要とする設備は、指定管理者で整備することとなります。

エの子育て支援施設の設備や遊具等は、すべて現指定管理者に帰属します。現指定管理者の使用する設備の活用を希望する場合は、現指定管理者と別途協議していただきます。その他必要とする設備は、指定管理者で整備することとなります。